

安 全 報 告 書

2 0 2 4 年 度 版

福 島 県

(第 3 種 鉄 道 事 業 者)

目 次

1	お客様及び沿線地域住民の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（1）安全管理組織・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（2）各管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（3）安全管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	事故等の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）鉄道運転事故及び輸送障害（30分以上の列車遅延や列車運休）・・	3
	（2）地震や暴風雨、大雪などによる鉄道施設への被害・・・・・・・・	3
	（3）インシデント（事故の兆候）・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（4）行政指導等	
5	輸送の安全確保のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）鉄道施設の計画的な維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（2）職員教育・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（3）内部監査・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（4）安全のための支出・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	利用者の皆様へのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1）踏切事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（2）鉄道施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 お客様及び沿線地域住民の皆様へ

只見線会津川口・只見間は2022年10月1日に運転再開し、現在は、福島県が第三種鉄道事業者として鉄道施設を所有・維持管理し、東日本旅客鉄道株式会社が第二種鉄道事業者として列車運行を行う、上下分離方式により鉄道事業を行っており、福島県及び東日本旅客鉄道株式会社が連携して、安全で安定的な鉄道輸送の確保に努めています。

この報告書は鉄道事業法第19条第4項に基づき、第三種鉄道事業者である県の鉄道輸送の安全確保のための2024年度の取組等をまとめたもので、お客様及び沿線地域住民の皆様へ広くご理解いただくために作成、公表するものです。

福島県知事 内堀 雅雄

2 輸送の安全確保に関する基本的な方針

県は、輸送の安全を確保するために2022年8月9日に制定した「只見線会津川口・只見間安全管理規程」において、安全に関する基本的な方針を定め、鉄道施設に起因した事故等の発生がないように、鉄道施設の維持管理を行っています。

知事及び職員（輸送の安全の確保にかかわる業務を担当する職員をいう。職員に準ずる者を含む。）の安全に係る行動規範は、次のとおりです。

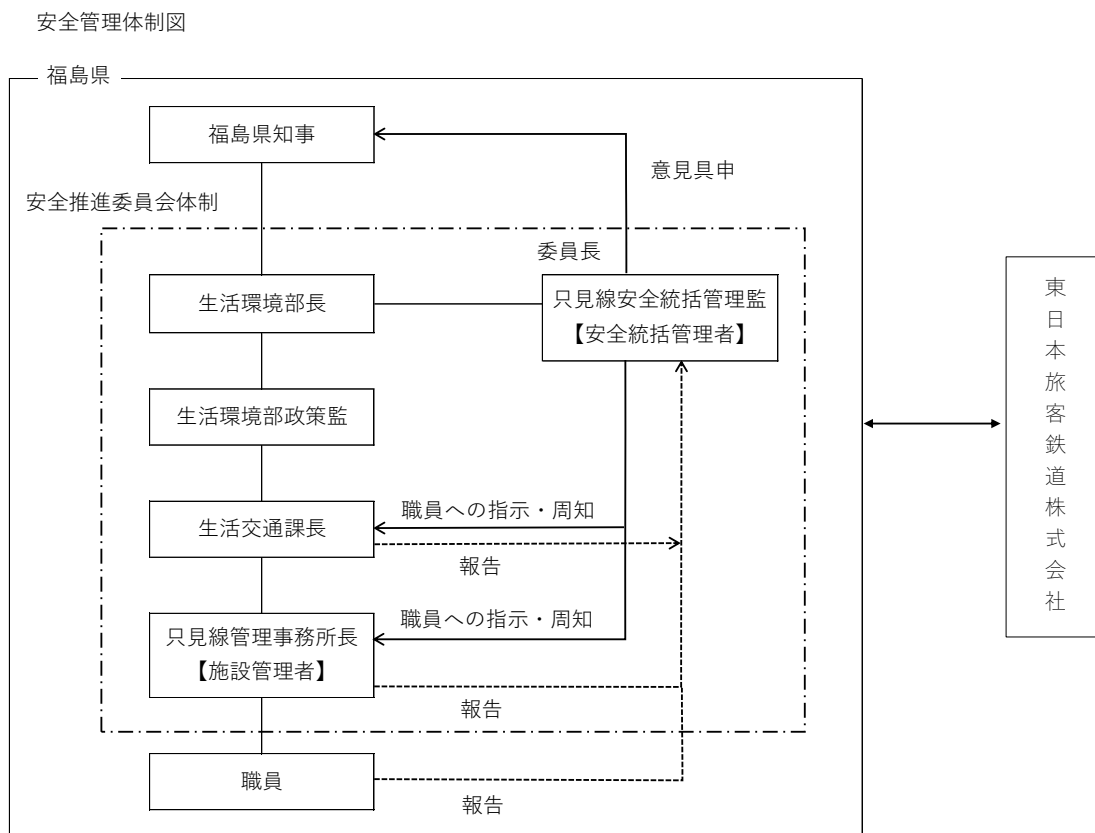
- (1) 一致団結して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。

3 安全管理制度

(1) 安全管理組織

県は、知事をトップとする安全管理組織を以下のとおり構築しています。

知事は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負っており、安全統括管理者、施設管理者がそれぞれの責務を明確にした上で、輸送の安全確保に関する業務を適切に遂行、管理しています。



(2) 各管理者等の役割

役 職	役 割
知事	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
只見線安全統括管理監 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
只見線管理事務所長 (施設管理者)	鉄道施設の維持管理に関する業務を統括する。

(3) 安全管理方法

県は、安全推進委員会を設置し、鉄道施設における輸送業務の安全性向上に関する方針及び実施すべき施策等について検討し、決定しています。

事故・災害等の対応については、只見線会津川口・只見間の鉄道施設等の維持管理要綱や、危機管理マニュアル等により、東日本旅客鉄道株式会社と連携を取りながら連絡等の必要な対応を行っています。

4 事故等の発生状況

県は基準作業を完全に励行し、重大事故及び重大インシデント「ゼロ」を目標に、安全最優先の意識を徹底して施設の維持管理を行っています。

(1) 鉄道運転事故及び輸送障害

2024年度は、鉄道施設に起因した鉄道運転事故及び輸送障害はありませんでした。

(2) 地震や暴風雨、大雪などによる鉄道施設への被害

2024年度は、2月の会津地区で発生した豪雪により、2箇所では雪崩により線路が雪に覆われたため、長期間列車を運行させることができない事象が発生しましたが、鉄道施設への被害はありませんでした。

(3) インシデント（事故の兆候）

2024年度は、国土交通省東北運輸局へのインシデント報告はありませんでした。

(4) 行政指導等

2024年度は、国土交通省東北運輸局からの行政指導はありませんでした。

5 輸送の安全確保のための取組

県は、輸送の安全に係る重点的な施策として、鉄道施設の維持管理等に関する項目を定め実施しています。

(1) 鉄道施設の計画的な維持管理

① 検査・整備

軌道変位、信号通信設備の検査及び修繕、停車場設備の修繕等、保線・土木・電気関係の各分野について、計画的に検査・整備を実施しました。

(2) 職員教育・訓練

管理事務所職員は、下記のとおり、所内講習会を実施及び、省令10条教育を受講しました。

- ① 鉄道保守管理に関する所内講習会（2024年4月15日）
- ② 省令10条教育（2024年5月29日）
- ③ 列車防護訓練（2024年8月20日）
- ④ 踏切脱出訓練（2024年8月20日）
- ⑤ 大地震を想定した防災訓練（2024年9月4日）
- ⑥ 列車見張員の講習・訓練
- ⑦ 作業責任者の講習・訓練
- ⑧ 線路閉鎖責任者の講習・訓練

(3) 内部監査

安全管理体制が適切に機能していることを確認するため、内部監査を実施しました。監査結果は「適合」でありました。

(4) 安全のための支出

県は、第三種鉄道事業者として行う鉄道施設の維持管理に係る事業について、2024年度は、約3億3千万円を支出しました。

6 利用者の皆様へのお願い

(1) 踏切事故防止

踏切事故防止のため、次の点に注意して安全に通行してください。

- ① 踏切を渡る時は、必ず一旦停止し、前方と左右の安全を確認してから渡りましょう。
- ② 車の窓を開けて、警報音や列車の音を確認してから渡りましょう。
- ③ 踏切内で車などが動かなくなった時は、まずは異常を知らせてください。列車は急には止まりません。
- ④ 警報器が鳴りはじめたときは、無理な横断はやめて、絶対に踏切に入るのはいやめましょう。

(2) 鉄道施設の維持管理

鉄道の安全な列車運行を行うためには鉄道施設の修繕が必要です。沿線にお住まいの皆様には修繕作業による騒音や振動で大変御迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、御理解、御協力をお願いします。

7 連絡先

安全報告書や福島県の安全への取組に対する御意見などをお寄せください。

只見線管理事務所

〒965-0041 福島県会津若松市駅前町1-1

電話 0242-93-5155 F A X 0242-93-5154

メール tadamisen@pref.fukushima.lg.jp